

議案第70号

田川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日

田川市長 二場 公人

理 由

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部が、令和3年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

田川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「入院等（法55条第1項）」を「入院等（同項）」に改める。

第4条第1項中「同月28日（ただし、閏年は29日）」を「同月末日」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2項中「閏年」を「^{じゆん}閏年」に改める。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。